

定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、AppBank 株式会社と称し、英文では AppBankInc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 情報サービスの提供
2. インターネットのウェブサイト及びメディア運営
3. インターネットを利用したゲーム及び各種情報提供サービス
4. インターネットのホームページ・コンテンツの企画、開発、販売及び保守に関する業務
5. ソフトウェア、ハードウェアの開発、製造、保守の受託、販売及び賃貸
6. 雑誌、テレビ等への原稿の提供
7. 書籍の企画、デザイン、編集、制作、出版
8. 各種イベントの運営
9. インターネットを利用した各種グッズの企画・販売
10. 広告代理業
11. 知的財産権（著作権、商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持及び管理
12. 経営、労務、経理等事務代行業務及び経営コンサルティング業務
13. 各種市場調査の企画、立案、実施
14. 日用雑貨、食糧品、玩具、事務用品、衣料品、スポーツ用品等の企画、製造及び販売
15. 前各号に附帯又は関連する一切の事業及び業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う (<http://www.appbank.co.jp/>)。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、56,882,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。但し、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2. 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。

3. 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2. 株主総会は、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順位の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事

項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は4名以上12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

2. 前項の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役については選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当該退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役（監査等委員である取締役を除く。）を選定する。

2. 代表取締役は社長とする。
3. 必要に応じて、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第23条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2. 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）が社長の業務を代行する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会の招集及び議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数の賛成をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役を区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任限定契約)

第32条 当会社は、会社法第427条の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(権限)

第33条 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数で行う。

(監査等委員会規則)

第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第43条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第8章 附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第44条 第9回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

令和7年3月28日

AppBank 株式会社

代表取締役社長 白石充三